

## 参考

裾野市告示第32号

令和6年3月18日

### 裾野市中小企業等物価高騰対策支援金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 市長は、エネルギー価格等を含む物価高騰の影響を受けている市内の中小企業等の負担を軽減し、安定的かつ継続的な事業運営を支援するため、予算の範囲内において裾野市中小企業等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

#### (対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 現に裾野市内に本店、事業所等が所在し、市内で事業を営んでいる中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 申請日において、裾野市商工会の会員又は裾野市観光協会の会員であること。ただし、市外でのみ事業を営む会員、賛助会員及び定款等による会員並びに社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等の法人は、対象外とする。
- (3) 支援金の申請日において、市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 当該団体又は代表者若しくは役員等が、裾野市暴力団排除条例（平成24年裾野市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等である者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

#### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に定めるところによる。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

#### (交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、裾野市中小企業等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約及び同意書（様式第2号）
- (2) 振込先の口座情報が分かる資料
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請期限)

第5条 支援金の申請期限は、令和6年6月28日までとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、裾野市中小企業等物価高騰対策支援金決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知し、交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し支援金を交付するものとする。

2 市長は、支援金の交付を決定する場合において次の条件を付するものとする。

- (1) 市長が、支援金の交付の目的を達成するため、交付決定者に対して報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると認めたときは、これらに協力すること。
- (2) 支援金の受領後、継続して1年以上裾野市内で事業を営むこと。
- (3) 法令及びこの要綱を遵守すること。

(支援金の返還等)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付の決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
  - (2) この要綱の規定に違反したとき。
  - (3) 前2号に掲げるものほか、市長が不適正と認めるとき。
- 2 前項の規定により支援金の交付決定を取り消すときは、裾野市中小企業等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により、支援金を返還させることは、裾野市中小企業等物価高騰対策支援金返還通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により支援金の返還を命ぜられた者は、市長の発行する納入通知書により、速やかに当該支援金を返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	支援金の額
市内の事業所に従事する従業員数が10人未満の事業者	10万円／事業者
市内の事業所に従事する従業員数が10人以上の事業者	15万円／事業者